

## 大学地域連携活動支援事業補助金交付要領

(趣旨)

**第1条** 県の交付する大学地域連携活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び大学地域連携活動支援事業実施要領（平成27年6月10日制定。以下「実施要領」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

**第2条** 学生の新しい発想や活力と大学等が有する専門性を生かし、地域団体と連携しながら栃木県内の地域課題を解決する活動を支援することにより、大学等が有する知の拠点機能（教育・研究・社会貢献）を充実させ、地域に貢献する実践的な人材育成や世代間交流を促進するとともに、地域への愛着や誇りを醸成し、地元定着を図ることを目的とする。

(交付の内容等)

**第3条** 交付対象となる活動内容、その交付率又は補助額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

交付対象となる活動内容	交付率又は金額	交付の相手方
学生による新しい発想や活力と大学等が有する専門性を生かし、地域団体と連携しながら地域課題を解決する活動に要する経費。	補助対象経費の10分の10以内。ただし、百万円を限度とする。	大学等設置者

(交付の申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
大学地域連携活動支援事業補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書	様式第1号	1	知事が別に定める日
			2 収支予算書	様式第2号	1	
			3 その他知事が必要と認める書類		1	

(補助条件)

**第5条** 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付決定のあった事業（以下「補助対象事業」という。）を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。  
また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(事業計画の変更等)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者が、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、大学地域連携活動支援事業補助金事業内容変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の内容の変更とは、補助対象経費の増又は20%を超えて減ずる場合をいう。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
大学地域連携活動支援事業状況報告書	様式第4号	1	事業の執行状況がわかる書類	1	知事が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
大学地域連携活動支援事業実績報告書	様式第5号	1	1 実績書	様式第6号	1	事業完了日から30日以内
			2 収支決算書	様式第7号	1	
			3 その他知事が必要と認める書類		1	

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
大学地域連携活動支援事業補助金交付請求書	様式第8号	1	1 交付決定通知書の写し	1	知事が別に定める日
			2 検査結果通知書の写し	1	

(補助金の概算払)

第10条 補助対象事業の円滑な遂行を図るため知事が必要と認めるときは、規則第19条の規定により、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助金の交付を受けようとする者が、補助金の概算払を受けようとするときは、大学地域連携活動支援事業補助金概算払交付請求書（様式第9号）を、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の変更等)

第11条 知事は、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の変更若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(書類の整備等)

第12条 規則第23条で規定される帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（令和元（2019）年5月7日）

この要領は、令和元（2019）年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3（2021）年3月24日）

この要領は、令和3（2021）年度分の補助金から適用する。